

本人確認書類を忘れずにお持ちください。

市役所での手続きの際に本人確認をいたします。
本人を確認できる書類で、有効期限内のものを提示してください。

<p>1点の提示 でよいもの</p>	<p>・運転免許証</p>  <p>見本</p> <p>・マイナンバーカード</p>  <p>マイナンバーカードは交付を希望する人が申請して取得します。</p> <p>そのほか</p> <p>・パスポート ・障害者手帳 ・在留カード など</p>		
<p>2点の提示 が必要なもの</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="286 699 533 916"> <p>イ</p> <p>・健康保険被保険者証、 (または資格確認書) 介護保険被保険者証 ・年金手帳 ・年金証書 など</p> </td> <td data-bbox="568 699 987 916"> <p>ロ</p> <p>・学生証、生徒手帳(顔写真付きのもの) ・勤務先の身分証明書(顔写真付きのもの) ・公の機関が発行した資格証明書 (顔写真付きのもので国、都道府県、 市町村又はその指定機関が発行した 登録証、資格証明書等) など</p> </td> </tr> </table> <p>イ欄から2点またはイ欄とロ欄から各1点づつ ※ロ欄から2点は不可</p>	<p>イ</p> <p>・健康保険被保険者証、 (または資格確認書) 介護保険被保険者証 ・年金手帳 ・年金証書 など</p>	<p>ロ</p> <p>・学生証、生徒手帳(顔写真付きのもの) ・勤務先の身分証明書(顔写真付きのもの) ・公の機関が発行した資格証明書 (顔写真付きのもので国、都道府県、 市町村又はその指定機関が発行した 登録証、資格証明書等) など</p>
<p>イ</p> <p>・健康保険被保険者証、 (または資格確認書) 介護保険被保険者証 ・年金手帳 ・年金証書 など</p>	<p>ロ</p> <p>・学生証、生徒手帳(顔写真付きのもの) ・勤務先の身分証明書(顔写真付きのもの) ・公の機関が発行した資格証明書 (顔写真付きのもので国、都道府県、 市町村又はその指定機関が発行した 登録証、資格証明書等) など</p>		

マイナンバー通知カードは、本人確認書類になりません。



<代理人が手続きするとき>

- ・代理人として来られた方について本人確認をいたします。
- ・手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
- ・番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー(個人番号)をご提示いただきます。



富津市役所

〒293-8506

富津市下飯野2443番地

市役所代表電話番号
0439-80-1222

富津市ホームページ <http://www.city.futtsu.lg.jp/>

手続きチェックシート

離婚される方へ

- ・当事者間に離婚する意思の合致がある「協議離婚」と、裁判所が関与して離婚が成立する「調停(裁判)離婚」があります。
- ・協議離婚の場合、全国共通の離婚届用紙に夫婦双方の署名と証人(成人2人)の署名のうえ、届出してください。
- ・未成年のお子さんがあるときは、夫婦の一方を親権者と決めてください。
- ・調停(裁判)離婚の場合は、調停の成立または審判・判決の確定した日から10日以内に裁判の謄本等を添えて届出をしてください。

関連する手続きで個人番号の記入が必要な場合がありますので、**マイナンバーカード等(※)**を持参してください。



関連する手続きは
見開きにあります。



富津市
おもてなしキャラクター
ふつつん

(※) 通知カードは法律の改正により令和2年5月25日より廃止となりましたが、氏名や住所等の記載事項が住民票と一致する場合は、引き続きマイナンバーを証明する書類としてご利用いただけます。なお、マイナンバーを証明する書類は、マイナンバーカード、通知カード(氏名、住所等が住民票と一致するもの)、個人番号の記載のある住民票の写し等となります。

離婚に関連する主な手続き

あてはまる手続きを確認してください。

下記にあてはまる方はいますか？	手続き	必要なもの	該当	問い合わせ窓口
住所 住所が変わる方	住所変更 (転入・転出・転居)	転入・転出・転居の チェックシートも ご確認ください。		1階 3～5番 市民課 Tel.0439-80-1253
前配偶者と同居中で、 世帯を別にする方	世帯分離届			
姓が変わる方でマイナンバーカード (個人番号カード)をお持ちの方	氏名変更	・マイナンバーカード		
姓が変わる方で住民基本台帳カード をお持ちの方		・住民基本台帳 カード		
印鑑 姓が変わる方で 旧姓の印鑑で印鑑登録を している方	自動的に登録廃止に なります。	・印鑑登録証をお持ち の場合は回収しま す。 ・再登録される場合は 新しい印鑑		
戸籍 離婚後も婚姻中の姓を 引き続き使用したい場合	離婚の際に称していた氏 を称する届 (戸籍法77条の2の届)	受付窓口で ご相談ください。		
お子さんの戸籍についてのご相談	入籍届、養子縁組届など			
保険 年金 国民健康保険に加入中で、 姓など保険証の記載に変更がある方	変更後の資格確認書等の交付	・変更前の被保険者 証(資格確認書等) ・マイナンバーカード 等(※) ・本人確認書類		1階 1番 国民健康保険課 Tel.0439-80-1271
後期高齢者医療制度に該当する方	新しい資格確認書等の交付 (後日簡易書留で郵送)	・マイナンバーカード 等(※) ・本人確認書類		
年金を受給中の方	富津市での手続きはありません。			1階 3～5番 市民課 Tel.0439-80-1253
介護 介護保険被保険者証、 負担割合証、 負担限度額認定証をお持ちの方	介護保険被保険者証、 負担割合証、負担限度額 認定証の氏名変更	変更前の介護保険 被保険者証、 負担割合証、 負担限度額認定証		2階 24番 介護福祉課 Tel.0439-80-1262
障がい 特別障害者手当・障害児福祉 手当・経過的福祉手当・ 在宅重度知的障害者、 ねたきり身体障害者福祉手当 を受給している方	記載事項変更	・振込先通帳 ・マイナンバーカード 等(※) ・本人確認書類		2階 25番 障がい福祉課 Tel.0439-80-1260
特別児童扶養手当 を受給している方		受付窓口で ご相談ください。		
重度心身障害者医療費等 助成・精神障害者医療費 助成制度を受給している方 (同一世帯に受給者がいる方も含む)	受給資格変更	受付窓口で ご相談ください。		

(※) 通知カードは法律の改正により令和2年5月25日より廃止となりましたが、氏名や住所等の記載事項が住民票と一致する場合は、引き続きマイナンバーを証明する書類としてご利用いただけます。なお、マイナンバーを証明する書類は、マイナンバーカード、通知カード(氏名、住所等が住民票と一致するもの)、個人番号の記載のある住民票の写し等となります。

あてはまる手続きを確認してください。

下記にあてはまる方はいますか？	手続き	必要なもの	該当	問い合わせ窓口
障がい 自立支援医療 (更生医療)(育成医療) を受給している方	記載事項変更	・受給者証 ・保険証 ・マイナンバーカード 等(※) ・本人確認書類		2階 25番 障がい福祉課 Tel.0439-80-1260
自立支援医療 (精神通院医療) を受給している方		・各種手帳 ・マイナンバーカード 等(※) ・本人確認書類		
・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 をお持ちの方	各種手帳の氏名、 住所等の変更			
障害福祉サービス受給者証・ 障害児通所支援受給者証・ 地域生活支援事業受給者証 をお持ちの方	記載事項変更	・各種受給者証 ・マイナンバーカード 等(※) ・本人確認書類		
子ども 0歳～高校生相当のお子さんを 養育する方	受給者(保護者)変更 の申請・相談			受付窓口で ご相談ください。 2階 22番 こども家庭課 子育て支援係 Tel.0439-80-1256
・子ども医療費助成受給券 ・児童手当	受給者(保護者)または 児童の氏・住所等記載 事項の変更			
ひとり親家庭等で18歳到達 年度まで(一定の障害を持つ 場合は20歳未満)のお子さん を養育する方	児童扶養手当 ひとり親家庭等医療費等 助成の申請・相談			
保育所(園)・認定こども園・幼稚園 に入所しているお子さんがいる方	保護者変更、住所・氏名 変更	受付窓口で ご相談ください。		2階 23番 保育課 Tel.0439-80-1312
市内小中学校に 在学しているお子さんがいる方	保護者変更、氏名変更 等の手続き 学校給食費口座振替の 変更			5階 54番 学校教育課 学務係 Tel.0439-80-1339 給食係 Tel.0439-80-1343
その他 水道所有者の氏が変わる方	変更手続き	あらかじめ、お電話で お問い合わせください。 またはHPをご確認ください。		かずさ水道 広域連合企業団 富津営業所 Tel.0439-66-1111
水道使用者の氏が変わる方 口座名義人の氏が変わる方	変更手続き	水道料金等徴収検針業務受託 業者のヴェオリア・ジェネッツ株 につながります。 (平日・土曜 8:30～17:15)		かずさ水道 広域連合企業団 富津営業所 Tel.0439-66-1111

・お電話で手続きできます。